

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2020年は「未払い残業代対策」が課題の年？

◆セブン-イレブン・ジャパンで未払い残業代問題

昨年12月、セブン-イレブン・ジャパンは、パート・アルバイトの残業代が一部未払いとなっていた件で、永松社長が記者会見で謝罪しました。同社の支払不足額は2012年3月以降分だけで4.9億円（遅延損害金1.1億円含む）に上り、1人当たり最大280万円となっていました。

原因は精勤手当や職責手当等、残業代の対象となる手当を含めずに計算していたことにあり、12月15日掲載の東洋経済ONLINEの記事によれば、「2001年に計算式を変えた際、式に基づいて計算が正しく行われるかという確認はしていた。しかし、人事や労務管理のプロである社会保険労務士によって計算式そのものが正しいか確認された記録はなく、今までミスが放置されていた」ということです。

◆未払い残業代放置は経営を直撃するダメージになり得ます

この問題により、同社は厳しい批判を浴びせられました。批判は、未払いの発生のみならず、労働基準監督署の是正勧告等を受けていたにもかかわらず長年放置していた姿勢にも向けられました。こうした批判は、今後の人材募集にも深刻な影響を与えかねません。

◆今年4月以降、未払い残業代リスクはさらなる脅威に

昨年12月27日、厚生労働省は、賃金等支払いを請求する権利の時効を現行の2年から原則5年へと延長する方針を固め、4月1日以降、労働基準法が改正される見通しとなりました。

改正法施行後も、当面の間は3年とされる見通しですが、5年経過後に見直し、以降は原則どおり5年とすべきという意見も出されています。

つまり、未払い残業代が発覚した場合でも、これまでは2年分の不足分を支払えばよかったのですが、2倍以上の金額を支払わなければならないこととなります。

◆残業代が適正に支払われているかチェックを受けましょう

4月1日以降は、時間外労働時間の上限規制も全面施行となるため、残業時間のカウントと残業代の支払いに注意を払う必要があります。

ソフトやクラウドサービスを利用しているから大丈夫と思っても、セブン-イレブン・ジャパンのように計算方式が誤っていて、未払い残業代が発生し続けるといったこともあり得ます。二の舞を踏んで危機に陥らないためにも、一度チェックを受けてみてはいかがでしょうか？

残業代の計算で注意することは？

◆ 残業代の計算に含める手当を整理しましょう

基本給の他に、営業手当、事務手当、皆勤手当、固定残業手当、住宅手当、家族手当、通勤手当・・・様々な手当を支給していることと思います。残業代計算の間違ひとして「基本給のみで残業代を計算している」、「残業代の計算に含めなければならない手当を含めていない」という事案が見受けられます。

◆ 残業代の計算に含めない手当を確認しましょう

厚生労働省の案内では、残業代の計算に含めない手当は、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた手当、1か月を超える期間ごとに支払われる手当の7つとなっています。言い換えれば、これら以外の手当は、残業代の計算に含める必要があります。ただし、固定残業手当については、すでに残業代としての手当ですので、残業代の計算に含める必要はありません。

◆ 残業代の計算に含めない手当の例外とは

上記7つ手当であっても、「一律に支給する」場合は、残業代の計算に含める必要があります。家族手当であれば、扶養家族の人数に関係なく、一律に〇〇円支給する場合があります。通勤手当であれば、運賃や通勤距離に関係なく、一律に〇〇円支給する場合があります。住宅手当であれば、賃貸や持ち家といった住宅形態ごとに、一律に〇〇円と支給する場合があります。詳しくは、下記の厚生労働省の案内の URL よりご確認ください。

<<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-5a.pdf>>

◆ 未払い残業代の時効が変わります

2020年4月以降に支給される残業代の時効は、これまでの2年から3年に変更になります。残業代の計算が正しくないと、もしも未払い残業代があったときに大きな負担となってしまいますので、毎月の給与計算に注意するとともに、定期的に給与計算チェックを受けることをお勧めします。

2020年4月の法改正情報

◆ 主な法改正を確認しましょう

2020年4月に法改正される主な内容は、下記となります。対応が必要なものについては、準備を進めましょう。

概要	内容
①労働時間の上限規制	上限：月45H、年360H（1年変形労働制は、月42H、年320H） 特別条項：年720H、単月100H未満、複数月平均80H未満 36協定届の新様式
②賃金等請求権の消滅時効	賃金等の請求権が2年から3年に。5年後に見直し、最終的に5年。 遅延損害金が年率6%から年率3%に。年率は3年毎に見直し。
③受動喫煙防止措置の明示	従業員募集や求人申し込みの際に受動喫煙対策を講じているか明示
④受動喫煙の対策	敷地内禁煙（病院、学校等）、原則屋内禁煙（工場、飲食店等）
⑤免除対象高齢労働者の特例廃止	64歳以上の雇用保険料は徴収を猶予されていたが廃止
⑥健康保険の被扶養者国内居住要件の追加	日本国内に住所を有する人を原則とし、例外として日本からの留学生や海外赴任者に同行する家族、赴任中に生まれた家族などを認定
⑦身元保証額の限度	身元保証書に極度額の明記

※自動車運転業務、医師、建設事業の時間外労働の上限規制は、2024年4月1日から適用予定